

民生委員・児童委員の

ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から

3

2022

March

特集

次期のスタートを円滑に ～一斉改選の準備と 個人情報の取り扱い等～

- 災害に備える
富岡町と民生委員・児童委員の状況
福島県富岡町
- ICT活用のための豆知識
QRコード(二次元バーコード)を読み取る
- 情報室
4月より成年年齢が引き下げられます
- 人権について考える
男女共同参画社会の実現を



次期のスタートを円滑に

～一斉改選の準備と個人情報の取り扱い等～

本年(令和4年)12月に一斉改選があります。昨年12月号では、「一斉改選に向けて活動の振り返りと総括を」と題し、一斉改選をめぐる状況や次期候補者の調整、心構えなどを取り上げました。本号は一斉改選特集第2弾として、記録や資料の整理、個人情報の取り扱いについて具体的に解説します。

一斉改選の準備 ①

個人と民児協が保管する記録や資料の整理

全員が記録や資料を整理する機会

一斉改選は、退任する民生委員・児童委員(以下、民生委員)だけでなく、すべての民生委員にとって記録や資料を整理する機会であると捉えることができます。

皆さんのお手元には、民生委員活動の実績ともいえる地域住民に関する記録や、自治体や社協、民児協などから提供された活動に必要な多くの情報があると思います。こうした活動の記録や提供された情報に個人情報が含まれているものは多く、適切な方法での管理や定期的な整理が必要です。一斉改選で退任し、引き継ぎを行う民生委員はもちろん、次期も継続する民生委員にとっても、あらためて記録や資料の内容や管理方法を確認し、整理することが、新たな期のスムーズなスタートにつながります。

今期は令和元(2019)年の一

斉改選直後から、新型コロナウイルス感染症のまん延という未経験の状況下で、感染予防・感染拡大防止に努めつつ、「新しい生活様式」を踏まえた関わりや活動のあり方を模索しました。地域住民と対面で会うことができないなど、

もどかしい思いを抱えながら活動された方が多いと思います。一方で、ICTツール、手紙、電話などを使い、非対面でもつながりをもち続けるために試行錯誤してこられたと思います。それぞれの民生委員や民児協が模索・構築した取り組みやノウハウ、経験をこの機会に整理することで今後の活動につながります。その意味でも、記録や資料を整理することは重要であるといえます。

整理する記録や資料

では、整理すべき記録や資料は何か、具体的に確認しましょう。

1. 相談・支援活動の記録

「福祉票」や「児童票」など

整理すべき記録として、地域住民や家庭の相談・支援活動を記録するいわゆる「福祉票」や「児童票」が挙げられます。これらの記録は、要支援者に継続的な相談・支援をすすめるうえで非常に重要です。記録を最新の情報に更新したり、 unnecessary 情報を削除したりするなど内容を整理しましょう。

継続支援の観点から、退任する民生委員には、これまでの活動で得た情報を後任に正確かつ詳細に伝えることが求められます。切れない支援を実現するため、記録を丁寧に整理しましょう。

ただし福祉票や児童票に記されている個人のプライバシーに関わる情報は、支援や見守りで関わった本人や家族が「後任に伝えることは控えてほしい」と考えている場合があります。引き継ぎは、必ず本人や家族の同意を得たうえで行いましょう。

2. 名簿や台帳など

行政や関係機関等から提供され

た名簿や台帳などの資料には、地域ごとに異なる取り扱いのルールが定められています。関係者間でルールを民児協全体で確認・共有したうえで、ルールに従って適切に整理や引き継ぎを行いましょう。また提供された資料等だけでなく、関係機関と協力して作成した名簿、民児協が独自で作成した名簿や福祉マップなどにも同じことがいえます。

3. 「活動記録」

活動記録は、都道府県等が国に全国の民生委員の活動内容を報告するための統一様式です。日々の記録から、相談内容や地域住民が抱える福祉課題の把握に用いることもできます。まずは、これまでの活動件数を滞りなく提出したかを確認しましょう。

地域住民に継続的な支援を行うため、活動記録をメモとして活用していることもあると思います。活動記録を引き継ぎ資料とする場合には記載内容を十分点検し、個人が特定されないよう整理します。

4. パソコン等に保存したデータ

個人のパソコンやスマートフォンなどに、地域住民の個人情報を含む資料をデータで保存している場合には、データの削除や引き継ぎ等を行う必要があります。自治体が定めるルールに基づき、また民児協内でもデータの取り扱いについて確認・共有するなど、慎重に対処しましょう。

地域によっては、タブレット端末などの電子機器が貸与される場合があると思います。そうした場合にも、自治体や関係機関等のルールに従い適切に対応しましょう。

5. LINEのデータにも注意

LINEを使って民児協内で連絡を取り合っている場合には、やり取りの記録（トーク履歴）の取り扱いに注意を払う必要があります。トーク履歴に個人のプライバシーに関わる情報が残っている場合、そうした情報の削除や整理は民生委員個人の判断に任せるのではなく、民児協全体で対応を考えましょう。

LINEのグループ機能で部会や地区ごとにグループをつくり、情報を共有していた場合には、「グループのメンバーは誰か」を確認し、把握することが大切です。新たな期になって、退任者が所属したまま、民児協の活動や地域住民に関する個人情報などを送信しないよう注意しましょう。

LINEのトーク履歴の削除やグループの退会などの操作方法は、民生委員1人ひとりが確実に行えるよう、民児協全体で（必要に応じて事務局も参加するなどして）確認・共有しましょう。

6. SNSやホームページ

ホームページやツイッターなどのSNSを民児協として活用している場合があると思います。ホー

ムページやSNSのアカウントの管理者が退任する場合などに、管理者権限やアカウント管理者の移行作業が必要です。この場合にも個人の判断に任せるのではなく、民児協全体で管理方法や移行について確認しましょう。

7. 徽章（民生委員バッジ）や各種手引きなど

徽章（民生委員バッジ）は厚生労働省から全員に貸与されているものです。したがって、退任する場合には返却する必要があります。その他民生委員活動に関する手引きなど、引き継ぐべきものを確認し、後任に渡せるよう準備しましょう。

定例会で話しあってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- ① 一斉改選に向けた記録や資料の整理について、民児協全体で具体的な方法やルールを確認しましょう。
- ② 個人情報を含む資料の取り扱いについて、民児協全体であらためて確認しあいましょう。

一斉改選の準備 ②

個人情報の取り扱いのポイントを確認

個人情報を含むさまざまな地域

住民に関する情報は、民生委員が相談・支援活動を円滑にすため、関係機関などへのつなぎ役を果たすうえで必要不可欠です。地域住民や関係機関と信頼関係を築き、身近な相談相手となるために、民生委員には個人情報を慎重かつ適切に管理することが求められます。一斉改選に向けて資料や記録を整理するこの機会に、あらためて個人情報の取り扱いの留意点を確認しましょう。

個人情報の紛失等の事故

個人情報を含む資料等を紛失する事故が各地で発生しています。

①訪問先などで置き忘れ紛失

訪問活動の帰りに買物をした際、個人情報を含む資料を入れたカバンを置き忘れた。

②コピー時の原紙置き忘れ

住民から預かった自治体への申請書類を念のためコンビニエンスストアでコピーした際、原紙

をコピー機に置き忘れた。

③活動中や自宅での盗難被害

要支援者宅を訪問時、車上荒らしに遭い、世帯票などが入ったカバンを盗まれた。

個人情報の取り扱いのポイント

個人情報の適切な管理のため、

まずは一斉改選に向けた記録や資料を整理する際に、自分が持っている個人情報を把握することが大切です。そのうえで、それぞれの資料等の取り扱いの留意点を確認しましょう。あわせて福祉票や活動記録だけでなく、個人で使いの手帳やメモ帳にも個人情報がないか、確認が必要です。

忙しい時、急いでいる時に無意識に置いたものを忘れてしまうことは誰にでも起こり得ます。地域住民の生命・生活・尊厳に関わる大切な資料を扱っていることを自覚し、下記のポイントを確認するなどして紛失事故を未然に防ぎましょう。

全民児連「大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」より

個人情報の取り扱いのポイント

①福祉票等は持ち歩かない

②コピーはとらない

③活動途中や帰途での紛失に注意する

④記録そのものを資料として提供しない

⑤支援が終了した時点で適切に情報を廃棄する

⑥自宅での保管場所、保管方法に注意する

⑦「活動記録」にはプライバシー情報は記載しない

自治体への申請書類であっても、原則コピーはとらない。

自治体や社協などと相談する場合にも、個人情報が記載された資料そのものは提示しない。

家族の目にも触れないよう保管する。

全民児連「大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」は下記QRコードよりご覧ください。



一斉改選までに **やること** チェックリスト

一斉改選に向けた記録や資料の整理を行う際に、このチェックリストをご活用ください。内容はあくまで参考ですので、記録や資料の整理における具体的なルールや留意事項、チェック項目は都道府県、市区町村、単位民児協等にご確認ください。

1 「福祉票」や「児童票」など

- ☐ 本人や当該世帯の情報は整理されていますか（情報の更新、不必要な情報は削除する等）。
- ☐ 必要に応じて、本人や家族に「引き継いでよい情報か」を相談し、確認のうえで準備をすすめていますか。

2 行政や関係機関等から提供される名簿や台帳など

- ☐ 提供された名簿や関係機関と協力して作成した台帳などの取り扱いのルールは確認しましたか。また、そのルールは民児協で共有されていますか。
- ☐ 定められたルールにしたがって、返却や処分などの準備をすすめていますか。
- ☐ 地域で独自に作成した名簿等、引き継ぐべき情報はありますか。また、引き継ぐべき情報がある場合には、取り扱いのルールを民児協で確認しましたか。

3 「活動記録」

- ☐ 任期中の「活動記録」の提出と集約は確実に行われていますか。
- ☐ 「活動記録」の引き継ぎは、民児協等で定められたルールを確認したうえで準備をすすめていますか。
- ☐ 活動記録に記したメモ書き等は、個人のプライバシーに配慮されていますか。また、不必要となった個人情報があるままになっていませんか。
- ☐ 活動記録に記した個人情報を引き継ぐ場合、本人や家族の同意を得たうえで準備をすすめていますか。

4 資料データの管理

- ☐ パソコンやスマートフォンなどに、個人情報を含む資料データを保存していませんか。保存している場合、その取り扱いについて自治体や関係機関、民児協で確認しましたか。

5 LINEやホームページなど

- ☐ LINEのトーク履歴に、個人情報や個人のプライバシーにかかわる情報が残っていませんか。
- ☐ LINEグループを活用している場合、誰がグループにいるか把握したうえで会話していますか（退任した委員がグループに残ったまま、委員活動に関する会話をしていませんか）。
- ☐ トーク履歴の削除やグループ退会などの操作方法は知っていますか。
- ☐ ホームページやSNSを活用している場合、管理権限やアカウントの管理に関するルールは決められていますか（アカウントのIDやパスワードの取り扱い等）。
- ☐ ホームページやSNSアカウントの管理者が退任する場合、管理権限やアカウントの移行について、民児協で確認しましたか。

6 備品や手引き

- ☐ 徽章（民生委員バッジ）を返却する場合、その手続きを確認しましたか。
- ☐ 活動の手引き等後任の委員が活用できる資料等はお手元にありませんか。

富岡町と民生委員・児童委員の状況

福島県富岡町民生児童委員協議会

東日本大震災・原子力発電所事故の発生から11年が経過しました。福島県富岡町(以下、町)は、平成29(2017)年4月1日に避難指示が解除された一部地域(面積約85%)と、未だ継続する帰還困難区域に分けられ、現在も復旧・復興事業が続いています。

避難指示解除から5年が経過しますが、令和4(2022)年1月1日現在の町内居住者は1816人と全人口の15%に留まっております。

また、帰町した方、町外で暮らす方いずれも、避難を起因とした世帯分離が進み、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加して、家族間の見守りや介護機能が低下しています。さらに震災以前のようなコ

ミュニティはほとんどなく、地域の支え合い機能も低下しており、町民が抱える生活・福祉課題は深刻な状況です。

一方、民生委員・児童委員(以下、民生委員)の状況ですが、定数34人(主任児童委員2人含む)に対して、現在30人で活動しています。町内に戻った民生委員が9人(近隣町



訪問活動
(町地域包括支援センター職員との同行訪問)



ふれあいサロン
(ニュースポーツ体験)

在住の1人含む)、県内で一番多く町民が避難するいわき市に16人、県の中央部にあたる郡山市周辺に5人と、多くの民生委員が町外での活動を余儀なくされています。

震災前は、近隣の方みんなが顔なじみで、会えばどの誰かがすぐわかる環境で活動ができましたが、現在は町内に戻られた町民でも元の自宅に住んでいる方は少なく、以前の活動環境とは様変わりしています。町外になればその状況はもっと深刻で、土地勘のない場所や広域に散らばった町民の訪問活動やふれあいサロンを町・社会福祉協議会などと協力して実施

しています。また先に述べたように、震災による世帯分離が進み、若い世帯の民生委員への認知度が低く、訪問しても活動の目的を理解してもらえないこともあります。震災後に一斉改選が3回あり、震災以前から活動してきた民生委員の数も減ってきている状況で、従来の活動を知っている民生委員も少なくなってきました。

このため、民生委員の役割について、研修や訪問活動、関係機関との連携を通して理解を深め、町民が抱える課題などに対応できるよう努めています。



定例会(関係機関との情報共有会議)



ICTに関する用語の解説、ICTを活用するコツや留意点などを解説するコーナーです。

QRコード（二次元バーコード）を読み取る

「QRコード」^{※1}（二次元バーコード）は、Webサイトの紹介やキャッシュレス決済、映画館やコンサートの入退場など日常のさまざまな場面で登場します。

本紙令和3（2021）年5月号の特集で子育て相談ができるSNSアカウントをQRコードで地域住民に紹介している例をお伝えしたように、委員活動でも活用されています。

実際に読み取ってみましょう

QRコードになじみのない方にお試しいただけるよう、『ひろば』の内容等に関するアンケートをご用意しました。下のQRコードを読み取ると、アンケートにつながります。実際にお手元にあるスマートフォンやタブレット端末で、



『民生委員・児童委員のひろば』
読者アンケート
締切 令和4年3月15日(火)

QRコードを読み取ってみてください。皆さまのご回答をお待ちしています。

《注》

※1「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※2 QRコードの読み取り方は、お使いの機器で異なります。ご不明点は、購入した販売店等へお問い合わせください。

information

情報室



4月より成年年齢が引き下げられます 『2022年版くらしの豆知識』の紹介

民法が改正され、令和4（2022）年4月より、成年年齢が18歳に引き下げられます。これにより18歳から本人の意思で、アパートを借りたりローンを組んだりなど、さまざまな契約ができるようになります。

独立行政法人国民生活センター

は、令和3年8月に『2022年版くらしの豆知識』（以下、本書）を発行しました。

本書・特集1「18歳のひとり立ちナビ」には、成年年齢引き下げにより起こりうるトラブルに関する情報が掲載されています。

具体的な例がわかりやすく

例えば、18歳からできるようになることのひとつに「クレジットカードの作成」があります。クレジットカードの仕組みや支払い方の違いなどがわかりやすく説明されて

おり、設定によって支払総額が高額になってしまう危険性や手数料の解説など、利用者に寄り添った内容となっています。ほかに、マルチ商法や犯罪に関わるアルバイト、SNSでの取引など、若者の身近に潜むトラブルについても詳しく掲載されています。

また、特集2「撃退！ ネットトラブル」には、SNSやネット広告に関する注意喚起などがあり、若者だけでなく、幅広い世代の方に役立つ内容です。

本書は、国民生活センターホームページで試し読みができ、書店などで購入することも可能です。



A5判 176頁
550円（税込／送料別）



男女共同参画社会の実現を

公益財団法人東京都人権啓発センター 講師 田村初恵

男女共同参画社会とは

男女が性別に関わらず政治、経済、社会などあらゆる分野に参画できる機会が確保され、個性や能力を発揮し、生きがいのある生活を送ることができる社会を、男女共同参画社会といいます(参画とは、単なる「参加」ではなく政策・方針決定への「参画」を意味します)。

なぜ、男女共同参画なのか

世界経済フォーラムが令和3(2021)年に公表した各国の男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数で日本は、政治・経済の分野での参画が特に遅れ、156か国中120位と先進国中最下位です。

性別には、生まれつきの性別「生物学的な性別」と社会的文化的に形成された性別「ジェンダー」とがあります。「男らしさ・女らしさ」「男は仕事、女は家庭」などジェンダーによる意識が日本では根強く、男女間の不平等の要因となっています。

こうしたジェンダーによる差別を解消し、男女共同参画社会を作っていくことは、SDGsでも目標のひとつとされて、わが国だけでなく世界共通の課題なのです。

現状は

国・地方議会を通じて女性議員、行政・企業の管理職に占める女性の割合が低く、また、女性就業者のうち半数以上が非正規雇用、賃金の格差もあります。さらに家庭生活においても、男性の家事・育児時間が少ないなど多くの問題があります。

コロナ禍と女性

新型コロナウイルス感染症の拡大は、男女共同参画の遅れを顕在化させ、女性に深刻な影響を与えました。第1回の緊急事態宣言後、女性就業者数は70万人(男性39万人)減少し、特にひとり親世帯や女性の貧困化が進みました。

こうした状況もあるなかで令和2(2020)年の女性の自殺者は、前年よ

り935人増加(男性23人減少)し、また生活不安、テレワークの増加などから、DV(配偶者暴力)相談件数は前年度の1.6倍に増加しました。

これからの男女共同参画社会

女性の社会参画には、ITなどの新しい分野や女性の多い医療・福祉など雇用拡大が見込まれる分野への女性の就労がすすむよう、人材育成・就労支援、就業環境の改善を図り、また男性の育休取得を促進し、女性に偏っている家事・育児の分担を見直すこと、増加するひとり親家庭への支援の充実に、国や企業が取り組むことが必要です。民生委員さんには、女性が孤立しないよう見守りをお願いします。

男女共同参画社会は、差別や排除をしない社会でもあり、誰もが自分らしく暮らせる社会にもつながります。

男女共同参画社会がどうしたら実現するか 考えてみませんか

民鏡



渡邊 正人

鹿児島県民生委員児童委員協議会
会長・本誌編集委員

▼新型コロナウイルス感染症による災害は、ワクチンの効果により少しずつ落ち着いてきていますが、変異株「オミクロン株」による新たなコロナ感染が世界的に広がりを見せており、国内でも感染者が確認され予断を許さない状況が続いております▼このようななか、令和3年5月に県内のテレビ局から民生委員・児童委員の見守り活動について取材依頼があり、高齢者世帯への訪問や子ども達の登下校時のあいさつ運動等の活動内容が放映され大きな反響をいただきました。また、7月には南日本新聞販売所(南日会)の地域見守り活動が10周年を迎え、協定を結んでいる三者(鹿児島県、南日本新聞社、県民児協)が座談会を開催し、これまでの振り返りと今後のあり方について意見交換を実施いたしました。その内容が新聞に掲載され、その後テレビ放映もあり、南日会の活動とともに民生委員・児童委員の活動が改めて注目されたところです▼今後も住民の身近な相談相手、見守り、つなぎ役として、関係機関と連携を図りながらPR活動にも積極的に努めてまいります。

民生委員・児童委員の
ひろば 3月号 2022 MARCH

令和4年3月1日発行
(毎月1回1日発行)第825号
昭和31年5月18日
第三種郵便物認可

●発行所／全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747

●発行人／松島 紀由
●編集人／佐甲 学
●定 価／1部10円(購読料は会費に含む)

ホームページを
ご活用ください

☆民生委員・児童委員専用ページ
をご覧くださいためには、次の
パスワードを入力してください。

パスワード 20131201

ホームページの
ご案内



全国民生委員児童委員連合会のホームページ
全国民生委員互助共励事業のホームページ

お知らせ

「抗菌クリアファイル」送料について

2022年2月号「全民児連だより」(19頁)で「抗菌クリアファイル」の頒布開始にあたり、送料を「400枚ごとに1,000円」とご案内しましたが、「500枚ごとに1,000円」に見直しました(100~500枚まで1,000円)。

全民児連 で検索
互助共励 で検索

